

農総第1048号
令和5年12月28日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鹿児島市長 下鶴 隆央

市町村名 (市町村コード)	鹿児島市 (46201)
地域名 (地域内農業集落名)	桜島二俣地域 (二俣集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月19日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・当地域は、被覆施設を利用して山東菜やホウレン草等の軟弱野菜や露地での桜島大根の栽培が盛んである。
- ・降灰や火山ガスによる被害が発生する。
- ・担い手が4名いるが、高齢化が進んでおり、担い手が引き受ける面積よりもリタイヤする面積が増える可能性があることから遊休農地の増加が懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・引き続き、被覆施設を利用して周年で軟弱野菜の栽培を行う。

- ・露地では桜島大根の栽培を行う。

- ・一部、野菜栽培からぶどう栽培へ転換を行い消費者ニーズに合った作物の栽培を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	31.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	31.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地のうち、復旧不可の農地(山林化)以外の農地を区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

被覆施設が点在しており、山林化した農地が多く含まれることから農地の集約化は難しいが、今後耕作ができなくなった農地は、耕作地が近い手に集積していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

所有者に貸し付けの意向がある農地は、農地バンクを活用して、担い手や担う者へ積極的に集積を行う。

(3) 基盤整備事業への取組方針

担い手への集積集約状況に応じて、可能性を検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外にかかわらず、新規就農者を積極的に受け入れ、新たな担い手の確保と育成を図る。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

事業体への農作業委託の取り組みは現在検討していないが、個人間の作業受委託体制の強化を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

- ①電気柵の設置や残渣の適正な処理、捕獲等による総合的な対策に取り組む。
- ③自動灌水やモニタリング装置等、最先端技術の情報収集を行い、導入を検討する。
- ⑦中山間地域等直接支払制度を活用し、農道等の保全・管理を行う。
- ⑧防災営農対策事業により、被覆施設の整備を進める。